

特秘 藤二七八一號

大正十一年二月二十八日

大阪府知事 池松時和

内務大臣 床次竹二郎 殿

警視總監 岡本喜七郎 殿

京都府 兵庫 赤松知事 殿

大阪地方裁判所 検事正 殿

11.3.7 442

小野 鉄工造 船所 於ケル 労働 争議 (第 十二 報)

是表ニ職ニ側ハ單ナル解雇職工ノ多ク當ノ起算時日ノ訂正其ノ他ニ項ノ要求ヲ為セルモ會社ハ全然認容セザリレ依リ一昨廿六日午後三時當時ノ調停ノ者急谷ニ對シ臨時職工ニシテ三月ヲ経過セル者ハ本職工並ト為スノ件ニ附シ起ス所アリシニ然レ谷ハ三月以上ヲ経過セル者ニシテ精勤ニ志者ニ限リ事業主ニ於テ認容セル際本職工と同称ヲ支給スル旨ナリシ称記憶スト極メテ謨念タル言ヲ確証ヲ得ス